

震災復旧代行法の制定、津波防災  
まちづくり制度の検討について

●東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(平成23年4月29日法律第33号)

東日本大震災による被害を受けた地域の実情に鑑み、国又は県が、被災地方公共団体に代わって公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事を施行する措置を講ずる。

施策の背景

東日本大震災による被災市町村の中には、壊滅的な被害を受け、行政機能が麻痺し、行政事務を十分に遂行できないところがある。また、被災県においても、膨大な事業を抱え、災害復旧事業等に係る工事の実施が極めて困難な状況になっているところがある。

このため、国又は県が、被災地方公共団体からの要請に基づき、これに代わって公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事を実施できる特例を創設。

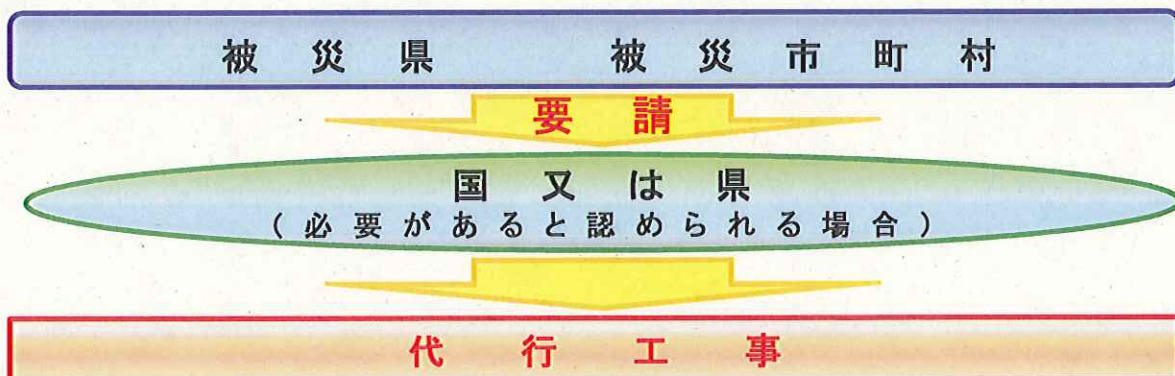
法律の概要

東日本大震災の被災地域において、次の場合に、国又は県が、被災地方公共団体に代わって東日本大震災によって必要を生じた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事を施行できる制度を創設する。

- ・被災地方公共団体からの要請があること
- ・実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認められること

○代行の対象

- ・ 漁港工事
- ・ 砂防工事
- ・ 港湾工事
- ・ 道路工事
- ・ 海岸工事
- ・ 地すべり防止工事
- ・ 下水道工事
- ・ 河川工事
- ・ 急傾斜地崩壊防止工事



○対象となる工事

- ・ 災害復旧事業に係る工事
- ・ 災害復旧事業に係る工事の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する工事等



## 津波防災まちづくり制度の検討について

「復興への提言」東日本大震災復興構想会議のポイント(平成23年6月25日)

- ・ 今後の復興は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方が重要。水際で構造物に頼る防御から、「逃げる」ことを基本とするソフト面の対策を重視。
- ・ 防潮堤等に加え、交通インフラ等を活用した地域内部の第二の堤防機能を充実させ、土地のかさ上げを行い、避難地・避難路・避難ビルを整備。加えて、災害リスクを考慮した土地利用・建築規制を一体的に行うなどソフト・ハードの施策を総動員することが必要。

「津波防災まちづくりの考え方」社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会計画部会のポイント(平成23年7月6日)

- ・ 地域ごとの特性を踏まえ、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、総動員させる「多重防御」の発想による津波防災・減災対策が必要。
- ・ 従来の「線」による防御から、「面」の発想により、河川、道路や土地利用規制等を組み合わせたまちづくりの中での津波防災・減災対策が必要。
- ・ 地域ごとに避難人数、避難時間、避難路・避難場所等を想定した避難計画等を検討すべき。
- ・ 科学的知見に基づいて想定される津波浸水区域・浸水深等の設定、それに基づくハザードマップの作成及び周知、防災訓練の実施、情報収集・伝達体制の確保、事業者ごとの避難計画の策定等を推進すべき。
- ・ 土砂災害防止法を参考にした土地利用・建築構造規制の制度導入を検討すべき。
- ・ 二線堤(浸水の拡大を防止する機能を持つ道路等の盛土等)等の津波防護に寄与する施設を「津波防護施設」(仮称)として位置づけ、活用すること等について検討すべき。
- ・ 国土交通大臣の湛水排除等の支援活動を制度上位置づけることについて検討すべき。

「東日本大震災からの復興の基本指針」東日本大震災復興対策本部決定のポイント(平成23年7月29日)

- ・ 今回のような大規模な津波リスクを考慮に入れ、①想定浸水区域等の設定、ハザードマップの作成、避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制の確立、②中高層の避難建築物の整備、避難場所の確保、避難ビル・避難路・防災拠点施設の整備・機能向上、③二線堤の機能を有する道路、鉄道等の活用、④土地利用規制・建築規制等の柔軟な適用等のハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ実施する。
- ・ 社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会の緊急提言を踏まえ、ハード・ソフトの施策を組み合わせ「多重防御」による「津波防災まちづくり制度」を早急に具体化する。

## 津波防災まちづくり制度の創設

- ①津波防災まちづくり推進基本指針の策定
- ②科学的知見に基づいて想定される津波浸水区域・浸水深の設定
- ③津波防災まちづくり推進計画の策定
- ④津波防護施設の整備  
二線堤等の活用・整備
- ⑤警戒避難体制の整備  
津波ハザードマップの作成、避難訓練の実施、避難施設の指定等
- ⑥土地利用・建築構造の規制  
医療・福祉施設、住宅等の立地場所の津波リスクを踏まえた土地利用・建築構造の規制の導入

※併せて、水防法の見直しを検討

目的規定等(「洪水又は高潮」)に「津波」を追加するとともに、水防活動等について津波に対応した所要の規定を設ける。